若桜町監発第２５号
令和８年１１月　２日

若　桜　町　長　上川　元張　様
若桜町議会議長　川上　　守　様
若桜町農業委員会
　　会長　山本　義紀　様

若桜町監査委員　谷口　秀昭

同　　山根　典明

定期監査の結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により、下記のとおり提出します。

記

１　監査の実施日　　令和８年１０月２３日（金）農業委員会、経済産業課

２　実　施　場　所　　役場３階　全員協議室

３　監査の方法と範囲　　（１）農業委員会、経済産業課の所管事務のうち、次の事務について、職員から口述等を求めて実施した。
① 主な事業の進捗状況等について
② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
③ その他、所管に関すること

４　監査の着眼点　　○ 所管する工事や事業の進ちょく状況は適当か。
○ 契約の履行が確実に行われているか。
○ 随意契約による理由は適正か。
○ 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。
○ 検査、検収は確実に行われているか。
○ 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。

５　監査の結果　　３（１）①②③について、特に指摘事項なし。

以上